

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）③

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒505-0071 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
代表者（職名・氏名）	会長 石原 好弘
設立年月日	平成5年10月1日
電話番号	0574-27-1222
FAX番号	0574-26-8974

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	坂祝町デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒505-0071 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1	
電話番号	0574-27-1223	
FAX番号	0574-48-8013	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	2171300383
実施単位・利用定員	1単位	定員30人
通常の事業の実施地域	事業所の所在地から半径5キロメートル以内の区域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日 (12月30日から1月3日までを除きます。)
営業時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	月曜日から土曜日 午前9時30分から午後4時35分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
1. 管理者	常勤 1人
2. 生活相談員	常勤 4人(うち3人介護職員兼務)
3. 看護職員兼機能訓練指導員	非常勤 4人
4. 介護職員	常勤 4人(うち3人生活相談員・1人調理職員兼務) 非常勤 4人
5. 介護助手	常勤 1人

7. サービス提供の担当者

管理者及びサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	山口 利江
生活相談員の氏名	西村 直子

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

【基本部分：介護予防通所介護相当サービス】

利用者の要介護度	基本利用料 (1月につき)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
事業対象者 要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場

合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算：介護予防通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料 （1月につき）	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	介護職員の総数の うち、介護福祉士 の割合が50%以上	事業対象者 要支援1	720円	72円	144円	216円
		事業対象者 要支援2	1440円	144円	288円	432円
介護職員処遇改善 加算Ⅱ	各種加算を加えた1月あたりの総単位数に、43/1000を加算					

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	昼食の提供を受けた場合、1回につき600円を、おやつ提供を受けた場合、1回につき100円の食費をいただきます。
アメニティ代	1回につき70円の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品などについて、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月毎に計算し、請求致しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	めぐみの農業協同組合(坂祝支店/坂祝北支店)、坂祝郵便局
銀行振り込み	【めぐみの農業協同組合 坂祝支店】
	口座名義人 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 会 長 石原 好弘
	預金種別 普通
	口座番号 9207503
	【めぐみの農業協同組合 坂祝北支店】
	口座名義人 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会通所介護事業 会 長 石原 好弘
	預金種別 普通
	口座番号 0005363
	【坂祝郵便局】
	口座名義人 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
	口座番号 00810-2-60791

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

【家族】

No.	連絡先（氏名）	続 柄	電話番号
1			
2			

【医療機関】

No.	病院名	主治医名	電話番号
1			
2			

10. 事故発生時の対応

サービス提供に際して事故が発生した場合は、医師や家族、地域包括支援センター等、県・町への連絡等の措置を適切に行います。なお、事故が発生した際には、その原因を追究し、再発防止のための対策を講じます。

11. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情受付窓口（担当者） 介護サービス課 兼松 右京

受付時間 毎週月曜日～土曜日 ８：３０～１７：３０

第三者委員

山本 秀司 氏（坂祝歯科医院院長） ０５７４－２５－６６７７

武山 ひとみ 氏（人権擁護委員） ０５７４－２６－２９６８

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

坂祝町役場福祉課 （介護保険係）	所 在 地 岐阜県加茂郡坂祝町取組４６－１８ 電話番号 ０５７４－２６－７１１１ F A X ０５７４－２７－１８０８ 受付時間 ８：３０～１７：１５
岐阜県国民健康保険団体連合 会	所 在 地 岐阜県岐阜市下奈良２丁目２番地１号 電話番号 ０５８－２７３－１１１１ F A X ０５８－２７７－０４３１ 受付時間 ８：３０～１７：１５
岐阜県運営適正化委員会	所 在 地 岐阜県岐阜市下奈良２丁目２番地１号 電話番号 ０５８－２７８－５１３６ F A X ０５８－２７８－５１３７ 受付時間 ９：００～１７：００

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1
	事業者名	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
署名代行者（又は法定代理人）		
	住所	
	本人との続柄	
	氏名	印